

事 務 連 絡

平成 23 年 11 月 11 日

各 私 立 学 校  
各 私 立 専 修 学 校  
各 私 立 各 種 学 校

} 御中

岩手県総務部法務学事課私学振興担当

東日本大震災で被災した子ども達への支援について

このことについて、別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：[hiro-onodera@pref.iwate.jp](mailto:hiro-onodera@pref.iwate.jp)

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pn=14>

事務連絡  
平成23年11月4日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人の担当課 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区法第12条第1  
項の認定を受けた地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

### 東日本大震災で被災した子ども達への支援について

各都道府県・指定都市教育委員会等におかれましては、東日本大震災の対応等に多大な御尽力・御苦勞いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

被災児童生徒を受け入れる学校における諸問題等の防止の取組については、今年度の4月及び6月において通知等を発出したところです。

各都道府県・指定都市教育委員会等におかれては、転・編入学、入学により被災地から児童生徒を受け入れた場合のみならず、修学旅行などの特別活動等において被災地の児童生徒と行き合わせた場合等においても、「放射線がうつる」といった科学的根拠の無い、配慮に欠ける発言は厳に慎み、被災地の状況や放射線についての正しい知識をもとに、被災地の児童生徒に対して温かく接するよう日常的に必要な指導を行うなど、適切な対応が域内の各学校においてとられるよう、格別の配慮をお願いします。（放射線の正しい知識については、平成23年10月文部科学省研究開発局開発企画課発出、「放射線等に関する副読本」等をご参照下さい。）

貴課におかれましては、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県私立学校主管課にあっては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く国立大学法人の担当課にあっては附属学校に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課にあっては認可した学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いします。

(本件連絡先)  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
生徒指導企画係  
電話番号 03-5253-4111 (内線3298)  
03-6734-3298 (直通)  
e-mail s-sidou@mext.go.jp